

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 22 年 4 月 23 日 (金) 第 8 1 8 7 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (259) (福祉保健課) 2 生活保護法による施術者の指定 (260) (〃) 2 生活保護法による診療所の廃止の届出 (261) (〃) 2 都市計画事業の認可 (262) (道路建設課) 2 指定居宅サービス事業者の廃止 (263) (中部総合事務所福祉保健局) 3 指定介護予防サービス事業者の廃止 (264) (〃) 3 土地改良区の役員の就退任 (265) (西部総合事務所農林局) 3
◇ 公 告	狩猟免許試験の実施 (公園自然課) 4 狩猟免許の更新に係る適正試験等の実施 (〃) 5 平成22年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施 (人事委員会事務局任用課) 7
◇ 調達公告	落札者の決定 (集中業務課) 10

告 示

鳥取県告示第259号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
うえひら内科・ペインクリニック	境港市竹内町578-5	平成22年4月3日
たけのうち薬局	境港市竹内町578-7	〃

鳥取県告示第260号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
中村 新治郎	鳥取市大覚寺162-16	はり・マッサージ中村	鳥取市大覚寺162-16	平成22年3月8日

鳥取県告示第261号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
星野歯科医院	鳥取市青葉町2-166	平成22年3月25日

鳥取県告示第262号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

倉吉市

2 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画道路事業 3・4・9号上井羽合線 駅前広場

3 事業施行期間

平成22年4月23日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 倉吉市上井字長泓、字宮ノ前及び字狭間地内

(2) 使用の部分 なし

鳥取県告示第263号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年4月23日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
穂山幸彦	穂山歯科医院	倉吉市上井町二丁目2-12	平成22年4月2日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第264号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年4月23日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
穂山幸彦	穂山歯科医院	倉吉市上井町二丁目2-12	平成22年4月2日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第265号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり会見地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年4月23日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

理事 清 川 速 水 西伯郡南部町天萬561
 " 岩 田 有 司 西伯郡南部町諸木65
 " 梅 原 常 光 西伯郡南部町御内谷899
 " 赤 井 頼 光 西伯郡南部町朝金503
 " 長谷川 正 吉 米子市青木586
 " 田 子 美紀雄 西伯郡南部町境246
 監事 六 宮 光 郎 西伯郡南部町三崎108
 " 岡 田 一 樹 西伯郡南部町市山848
 平成22年1月26日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 清 川 速 水 西伯郡南部町天萬561
 " 岩 田 有 司 西伯郡南部町諸木65
 " 田 貝 有 史 西伯郡南部町金田257
 " 赤 井 頼 光 西伯郡南部町朝金503
 " 長谷川 正 吉 米子市青木586
 " 渡 辺 建 郎 西伯郡南部町境607
 監事 吉 次 純一郎 西伯郡南部町寺内483-2
 " 岡 田 一 樹 西伯郡南部町市山848
 平成22年4月1日就任 任期4年

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成22年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 受験対象者
鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第40条各号のいずれにも該当しないもの。
- 2 実施期日等

実施期日	時間	場所
平成22年7月11日(日)	午前9時30分から午後5時まで	米子会場 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所新館第13会議室ほか
平成22年8月1日(日)	午前9時30分から午後5時まで	鳥取会場 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所講堂ほか
平成22年8月29日(日)	午前9時30分から午後5時まで	倉吉会場 倉吉市住吉町77-1 倉吉市勤労青少年ホーム集会室ほか

- 3 試験
 - (1) 科目

- ア 適性試験（視力、聴力及び運動能力）
- イ 知識試験（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識）
- ウ 技能試験（猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別）

(2) 時間

6時間30分

4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、住所地を所管する総合事務所に持参し、又は郵送すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書
- (3) 80円切手1枚（受験票返送用）

5 申込受付期間

平成22年5月10日（月）から各会場ごとに次に掲げる期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (1) 米子会場 平成22年7月2日（金）
- (2) 鳥取会場 平成22年7月23日（金）
- (3) 倉吉会場 平成22年8月20日（金）

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 網猟免許又はわな猟免許を取得するもの
 - ア 法第49条各号に掲げる者 2,800円
 - イ その他の者 4,300円
- (2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を取得するもの
 - ア 法第49条各号に掲げる者 3,900円
 - イ その他の者 5,200円
- (3) 納付方法

(1)及び(2)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

詳細については、鳥取県生活環境部公園自然課（電話0857-26-7872）又は住所地を所管する総合事務所の次に掲げる担当課に問い合わせること。

区分	郵便番号	所在地	電話番号
東部総合事務所生活環境局生活安全課	680-0061	鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3675
中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9320

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成22年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの。

2 実施期日等

(1) 東部総合事務所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成22年8月10日(火)	午前9時から 午後1時まで	鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所講堂	鳥取市(平成16年10月31日における鳥取市、岩美郡国府町及び福部村並びに気高郡気高町、鹿野町及び青谷町の区域に限る。)又は岩美郡岩美町に住所を有する者
平成22年8月17日(火)	午前9時から 午後1時まで	八頭郡八頭町宮谷80 八頭町郡家公民館大集会室	鳥取市(平成16年10月31日における八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。)又は八頭郡に住所を有する者

(2) 中部総合事務所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成22年8月3日(火)	午前9時から 午後1時まで	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂	倉吉市又は東伯郡に住所を有する者

(3) 西部総合事務所管内

実施期日	時間	場所	対象者
平成22年8月19日(木)	午前9時から 午後1時まで	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所会議室棟大会議室	日野郡に住所を有する者
平成22年8月24日(火)	午前9時から 午後1時まで	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所第13会議室他	米子市、境港市又は西伯郡に住所を有する者

3 講習

(1) 科目

- ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令
- イ 猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理

(2) 時間

3時間

4 適性試験

講習終了後、狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性試験を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

5 申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地を所管する総合事務所長に持参し、又は郵送すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書。

(3) 80円切手1枚(受検票返送用。郵送により申請する者のみ)

6 申込受付期間

平成22年6月21日(月)から各総合事務所ごとに次に掲げる期日までの各日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(1) 東部総合事務所管内 平成22年8月6日(金)

ただし、東部総合事務所での開催に係るものにあつては、平成22年7月30日(金)

(2) 中部総合事務所管内 平成22年7月23日(金)

(3) 西部総合事務所管内 平成22年8月13日(金)

ただし、日野総合事務所での開催に係るものにあつては、平成22年8月9日(月)

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許更新手数料 2,800円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 その他

詳細については、鳥取県生活環境部公園自然課(電話0857-26-7872)又は住所地を所管する総合事務所の次に掲げる担当課に問い合わせること。

区分	郵便番号	所在地	電話番号
東部総合事務所生活環境局生活安全課	680-0061	鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3675
中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3149
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9320

職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、平成23年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成22年4月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成22年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類		採用予定者数
事務	一般コース	18名程度
	環境コース	1名程度
総合 化学	一般コース	2名程度
	食品化学コース	3名程度
農業		7名程度
林業		2名程度
水産		1名程度
土木		17名程度
社会 福祉	福祉コース	3名程度
	心理コース	2名程度

獣医師	8名程度
薬剤師	3名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額176,800円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 薬剤師 昭和50年4月2日以降に生まれた者

イ 獣医師 昭和35年4月2日以降に生まれた者

ウ ア及びイに掲げる職以外のもの

(ア) 昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者

(イ) 平成元年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成23年3月31日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認めるもの

(2) 次の表の左欄に掲げる試験にあつては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
総合化学 (食品化学コース)	食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第9条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者又は平成23年3月31日までに所定の課程を修了する見込みの者であること。
社会福祉 (福祉コース) (心理コース)	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する者又は平成23年3月31日までに取得する見込みの者であること。
獣医師	獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定により獣医師の免許を受けた者又は平成23年4月1日までに受ける見込みの者であること。
薬剤師	薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条の規定により薬剤師の免許を受けた者又は平成23年4月30日までに受ける見込みの者であること。ただし、第95回（平成22年）以前の薬剤師国家試験の合格者については、平成23年3月31日までにこの免許を取得する見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成23年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、論文試験及び適性検査

(注) 論文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、論文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

(2) 試験期日

平成22年6月27日(日)

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

国土館大学世田谷校舎6号館 東京都世田谷区世田谷四丁目28-1

大阪経済大学B館 大阪府大阪市東淀川区大隅二丁目2-8

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験(集団討論及び個別面接)

(2) 試験期日

平成22年7月下旬から8月上旬

(3) 試験会場

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験(多肢選択式)と専門試験(多肢選択式)の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験(多肢選択式)と専門試験(多肢選択式)には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、論文試験又は適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験(多肢選択式)と専門試験(多肢選択式)の得点にかかわらず、第1次試験において実施する論文試験と第2次試験において実施する人物試験(集団討論及び個別面接)の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、論文試験と人物試験(集団討論及び個別面接)には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成22年7月2日(金)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成22年8月下旬に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成23年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部及び名古屋本部において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成22年5月14日（金）から同月31日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成22年5月31日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成22年5月14日（金）午前0時から同月31日（月）午後12時まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調 達 件 名 及 び 数 量 平成22年度とっとり県政だよりの印刷業務 1回につき207,400部 12回発行

2 契 約 方 式 一般競争入札

-
- | | | |
|---|----------------------|---|
| 3 | 落札日 | 平成22年4月2日 |
| 4 | 落札者の名称及び所在地 | 日ノ丸印刷株式会社
鳥取市寿町915 |
| 5 | 落札金額 | 35,801,388円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 入札公告日 | 平成22年3月5日 |
| 7 | 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 | 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室
鳥取市東町一丁目220 |